

住宅ローン基準金利見直しに関する Q&A

Q：琉球銀行で住宅ローンを利用していますが、今適用されている変動金利は 3.075%とは異なります。改定後は 3.325%になるのでしょうか？

A：3.075%は住宅ローン変動金利における基準金利となります。今回 4 月 1 日より基準金利が 3.325%（+0.25%）に改定されますが、実際にはお客さまごとに異なる優遇幅を加味した金利を適用しております。今回の改定は基準金利の改定となり優遇幅は変更ございませんので、現在適用されている金利より 0.25%引上げされた金利が適用されることになります。

Q：金利の見直しのタイミングはいつですか？

A：住宅ローン（変動金利）の金利見直し時期は、年 2 回（毎年 4 月 1 日・10 月 1 日）です。

Q：見直しされた金利が適用されるのはいつからですか？

A：新金利は、利率変更後の最初に到来する 6 月、12 月の返済日の翌日より適用されます。

Q：返済額はいつから変わりますか？

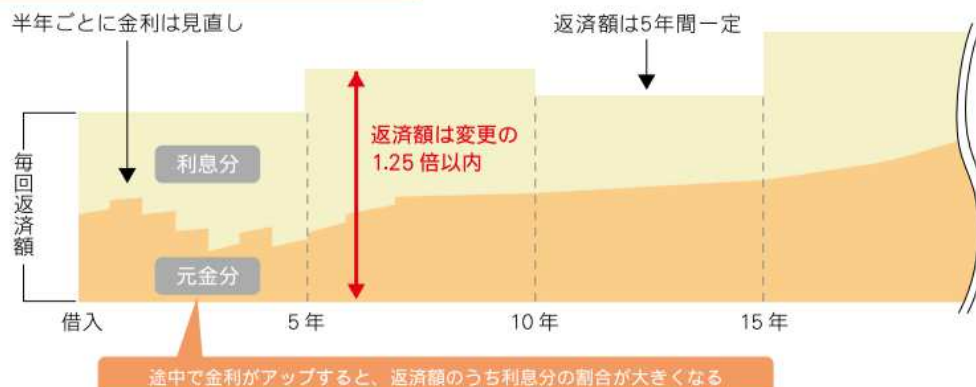
A：（元利均等返済の場合）返済額は、毎年 10 月 1 日を基準とした 5 回目の見直し時期（5 年サイクル）の翌年 1 月分より変更となります。また、5 回目の見直しよりも前で、返済額が変わらない場合でも返済額の内訳（元金分と利息分の割合）は変更されます。

Q：返済額はどのくらい上がりますか？

A：（元利均等返済の場合）新返済額は見直し時点におけるお借入残高とご返済期間から新金利で再計算されます。

ただし、従来の返済額の 1.25 倍を上限とし、その後は見直し時期（毎年 10 月 1 日）が 5 回到来するまでは変わりません。

変動金利型住宅ローンのイメージ



Q：変更後の金利や返済額、返済額の内訳を知りたいです。

A：返済予定表にてご確認ください。

Q：返済予定表はいつ頃届きますか？

A：変動金利の場合、毎年 6 月および 12 月の返済日の翌日以降に翌月から 6 カ月分の返済予定表を順次送付いたします。

Q：今後の金利上昇へ備えて固定金利への変更は可能ですか？

A：変動金利期間中であれば固定金利（3 年、5 年、10 年）への変更は可能ですが、手数料がかかります。また、残りのご返済期間が 3 年未満などご契約の状況によっては対応出来ない場合もございます。詳しくは住宅ローンお取引店へご相談ください。

Q：返済額が上がったら毎月の支払が厳しいのですが、何か方法はありますか？

A：返済の猶予（据置）や返済期間の延長等の検討が可能ですが、ご契約の状況によっては対応出来ない場合もございます。詳しくは住宅ローンお取引店へご相談ください。

